

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案に関する御意見募集(パブリックコメント)に対して寄せられたご意見について

令和2年9月30日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

標記につきましては、令和2年8月14日から令和2年9月12日までインターネットのホームページを通じてご意見を募集したところ、5件のご意見をいただきました(なお、今回の意見募集とは関係しない御意見を4件承っています。)。お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方につきまして以下のとおりご報告いたします。

No	ご意見等の内容	ご意見等に対する考え方
1	届出不要となる変更事由を変更した場合、確定給付企業年金と同様に変更後の規約本文の送付等、各厚生支局への対応は一切不要で良いか。	ご認識のとおりです。
2	確定給付企業年金においては、「法令の改正に伴う変更に係る事項」に係る規約変更は届出不要となっているため、企業型確定拠出年金についても、「法令の改正に伴う変更に係る事項」に係る規約変更を届出不要の対象に追加していただきたい。追加いただけない場合は、その理由をご教示いただきたい。	当該事項を届出不要とすると、規約変更が必要であるにも関わらず変更を行わないような事業主等が増加し、法令の取扱いとは異なった規約が放置され、ひいては、企業型確定拠出年金の加入者等にとって誤った規約を示すことになることから、加入者等の利益も考慮し、改正を行わないこととしました。
3	個別承認された方法あるいは告示に定められた一意に定まる方法の範囲内で算定されたリスク対応掛金を新規設定及び変更する場合の規約変更につき、標準掛金や特別掛金等の他の掛金と同様に軽微な変更として届出事項の対象として追加いただきたい。追加いただけない場合は、その理由をご教示いただきたい。	リスク対応掛金は一定の算出方法によりその拠出限度が決まっており、今回届出事項としたのは、当該拠出限度を再計算した結果、拠出できるリスク対応掛金が減少し、リスク対応掛金の拠出額を減少又は拠出を終了させる場合であり、その減少額や終了自体は一意に決まることから軽微な変更とし、承認は不要としたものです。リスク対応掛金を新規設定及び変更する場合には、当該掛金が一意に決まるものではないため、従来どおり承認事項としております。
4	「財政再計算において対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなり、これを上回らないようにリスク対応掛金額を減少させること又はリスク対応掛金額の拠出を終了させることに関する規約変更を行う場合は軽微な変更とする」として、労使合意を得ることなく、厚生労働大臣に届け出ることが可能になるのは問題ではないか。労使合意なしでは、使用者側に有利になりすぎるのではないか。	軽微な変更は、厚生労働大臣の承認が不要となり、厚生労働大臣へ届出を行っていただくものですが、当該届出に当たっては、労使合意が必要です。
	年金は、身体が無理の効かない年になって唯一の命綱。 これ以上、軽微な変更、などという誰も線引きできないような曖昧な言葉で勝手に変えるべきではない。反対する。	企業型確定拠出年金及び確定給付企業年金においては、その規約を変更する場合は厚生労働大臣の承認が必要ですが、軽微な変更である場合は承認を不要とし、届出という取扱いにしています。この軽微な変更とはどのような場合を指すかが確定拠出年金法施行規則及び確定給付企業年金法施行規則に規定され、法令上で明確になっています。今般の改正により軽微な変更とするのは、 ・企業型確定拠出年金を実施する事業主の事業年度 ・条項の移動等の規約内容の実質的な変更を伴わない事項 等の変更であり、これらを軽微な変更とすることによって制度の加入者等の給付を損なうようなことはありません。